

- 一、八時間労働の實施
〔緊急動議〕 一、議事進行の爲め反對意見以外の發言は止めること(可決) 久保田
- 二、議事進行の爲め議事日程十、十六、十七、十八の四法律案を一括する事(修正可決) 仲濱 藤治
- 五、失業防止並に救済に関する件(可決) 中央合同労働組合

要 綱

- 一、一日一回の失業手当を支給するの法律の制定
- 二、政府、資本金負担の失業保険法の制定
- 三、労働時間短縮の爲め八時間労働制實施
- 四、緊縮政策反對、公債を發行せよ
- 五、その爲め臨時議會召集
- 六、財源は資本利子税の設定、恩給法の改正
實行方法、新任役員に一任
- 六、三等郵便局の請負制度反對に関する件(可決) 逓友同志會提案
實行方法
- 一、當局を訪問請負制度廢止勸告
- 二、總同盟大會提出
- 七、官業共済組合法人化促進に関する件(可決) 逓友同志會提案

八、寄宿舎制度改善に関する件(可決) 紡織労働組合提案

- 改善要點
- (一)外出自由 (二)世話係宿長の公費
- (三)貯金の自由 (四)衛生設備の完備
- (五)醫藥の完備 (六)美化作業廢止
- (七)宗教團體等に強制加入をなさない事
- 九、組合員にして失業したる者の組合費を一定期間免除する規定を組合規約中に設定を勸告する件(可決) 關東同盟提案
- 從來組合員にして失業したる場合組合費の納入不可なり有りたるため、自然組合員たる資格を失ふを例として居るが、これは、行能なる組合員を組合中より失はしめる組合員が次の職場に於て組合組織運動を行ふ場合に不都合を招き、組合との關係を疎く致す虞がある。

本大會は加盟組合が各その規約中に左記條文を挿入せられんことを勸告す

二年以上組合員たりし者にして、失業後六ヶ月組合費を完納したるものに對しては以後六ヶ月間に限り組合費を免除する事を得、但し失業組合員の所屬は組合本部たること。

右案は中央合同野口榮治君より條文中の期間は變更自由とされたしと希望を附して可決さる。

- 十、國際労働條約批准に関する件(可決) 關東釀造労働組合提案
- 十一、労働銀行設立計畫の件(可決) 製鋼川崎支部提案
決 議
- 本大會は執行委員會が次年度大會に對し労働銀行設立の具體的計畫を提出せん事を要求す
- 十二、電話民營絕對反對の件(可決) 逓友同志會提案
實行方法
- 一、本大會の決議を以て關係當局を訪問豫省を促す事
- 二、凡ゆる機會を通じ反對の宣傳をなす事

十三、完全なる労働組合法獲得並に反對運動撲滅に関する件(可決) 東京鐵工組合提案
決 議

政府は労働組合法制定にあたり、之が反對若しくは改悪せんとする資本家階級及その他の反對運動の一切を排し、産業の如何を不問、全労働者の團結権罷業權協約權を確保し、之を妨害する資本家を嚴罰に處する事を精神とする労働組合法を即時制定すべし。

十四、解雇手當管理組合設立に関する件(可決) 關東労働同盟提案

- その要綱
- 失業中の生活を出來得る限り保證する目的を以て設立せんとするもので、左の如き骨子を有す。
- 一、組合員が解雇せられたる場合、その解雇手當の金額又は一部の委託を受け之を管理する(但し委託は任意)
- 二、管理する委託金は就業中の月収より三割低き金額を毎月委託組合員に拂戻す。
- 三、この管理組合に對しては政府に補助金を要求する。
- 四、以上の方法に依り、解雇手當をして出來る限り長期に生活保證に役立たしめんとする主行である。